

補助事業番号 20-35

補助事業名 平成20年度 消費者・環境志向型人材育成補助事業

補助事業者名 財団法人日本産業協会

1. 補助事業の概要

(1) 事業の目的

機械工業における消費者志向と構造改革の推進を図るため、消費者と企業・行政のかけ橋となる消費生活アドバイザー制度の地方試験の実施及びeラーニング更新研修を行うことにより、機械工業等の消費者志向経営の一層の推進を図り、もって我が国産業の振興に寄与する。

(2) 実施内容

ア 消費生活アドバイザー試験の地方都市での実施

消費生活アドバイザー試験を、地方3都市（仙台、広島、高松）において一次試験（択一）を10月に実施した。

3ヶ所の受験申請者数は297人で最終合格者数は40人であった。

イ eラーニング手法による消費生活アドバイザー更新研修の実施

インターネットを活用する更新研修の本格的稼働であり、全国各地に在住する消費生活アドバイザー延べ1,987人からの受講があった。全更新講座（集合講座定員8,329人、eラーニング講座1,987人、合計10,316人）の19.3%であり、昨年度に比べ受講割合が約4%増加した。

2. 予想される事業実施効果

ア 消費生活アドバイザー試験の地方都市での実施

消費生活アドバイザー資格は、企業及び行政の消費者相談部門において活用される資格として普及し、現在、有資格者は1万2千人を超えている。本年度に初めて実施した地方3都市での試験においても、企業の消費者志向体制整備への関心が見られる受験申請があった。また、近年の傾向として、企業の消費者相談部門の重視が進展し、熟年層の男性社員等が、これまでの知識、経験を活かして、退職後の社会参加への方途としても消費生活アドバイザー資格に注目していることによるものと思われる。

イ eラーニング手法による消費生活アドバイザー更新研修の実施

従来から実施の集合講座開催地から離れた地方都市に在住の消費生活アドバイザーの資格更新に必要な単位取得方法の選択肢を拡大するため、本年度は3講座を実施した。これにより地方在住の消費生活アドバイザーの資格更新の利便性が格段に高まった。

3. 事業において作成した印刷物

ア 消費生活アドバイザー試験の地方都市での実施

試験告知用リーフレット

試験告知用ポスター

イ eラーニング手法による消費生活アドバイザー更新研修の実施

○学習用印刷教材

「食品の安全性と食品表示をめぐる動向'08」

「インターネット時代の通信販売'08」

「インターネット時代の知的財産'08」

○報告書

「平成20年度消費生活アドバイザー更新研修 eラーニング講座実施報告書」

4. 事業内容についての問い合わせ

団体名： 財団法人 日本産業協会（ニホンサンギョウキョウカイ）

住所： 101-0047

東京都千代田区内神田二丁目11番1号 島田ビル3階

代表者： 会長 歌田 勝弘（ウタダ カツヒロ）

担当部署： 総務課（ソウムカ）

担当者名： 総務課長 川口 真理（カワグチ マリ）

電話番号： 03-3256-7731

F A X： 03-3256-3010

U R L： <http://www.nissankyo.or.jp/>